

TOPICS ゆう杉並10周年

中高校生世代の居場所とは

— ゆう杉並10周年記念祭から —

喜多 明人 (早稲田大学)

2008年1月19日の土曜日の午後、ゆう杉並ゆうホールにて、「ゆう杉並10周年記念祭」が開催された。ゆう杉並は、1997年の秋に、中高校生世代の居場所となることを目的とした「児童福祉施設」として設立された。今回の記念祭では、ゆう杉並の10年を振り返るスライドショーのあと、パネルディスカッション「ゆう杉並のこれまでとこれから—今、中高校生世代にどんな居場所が必要か」（コーディネーター＝喜多）を開催し、設立当時の高校生でゆう杉並建設委員長であった高尾健一さん、ゆう杉並中・高校生運営委員会OBの浅野純さん、現役のゆう杉並中高校生委員会（第11期）のメンバー山中里奈さんに集ってもらい、「ゆう杉並の居場所建設とわたしたちがめざした企画運営・活動—居場所としてなにが受け継がれるべきか」について語り合った。その後、区の子ども会議である「ユースプロジェクトすぎなみ」代表＝開原沙文さんや、保健福祉部 児童青少年課職員の方にも討論に加わってもらい、「ゆう杉並のこれからと居場所を考える」と題して討論を行った。ここでは、中高校生世代の居場所のあり方について特徴的な発言や議論を紹介していきたい。

■居場所づくりは“自分たちのまち”づくり■

もう30歳になった高尾さんは、杉並区内のコンビニの店長さん、ふらふらとゆう杉並に立ち寄った際に顔見知りの

職員から声をかけられて、今回の企画に引きずり込まれたという。地元の子どもがおとなになってもふらっと立ち寄ることのできる場、いつか戻ってきたい居心地の良い場、それが居場所なのかもしれない。彼は、中高校生のときに、学校が終わった放課後、夜の塾との間の時間（午後5～7時）が空いてしまい、「三間」（さんま）の仲間と時間はあったけれど、たまる場所がなかったと述べ、ゆう杉並の設立の話に飛びついたという。多くの地域・学校では、この時間帯はほとんど“スポーツ系部活管理”時間として“学校囲い込み”がなされている中で、地域とのつながりを大切にして生徒の居場所を確保しようとしたところに杉並の地域性を感じることができた。

実際、今回パネラーになった浅野さんやかつて地域の児童館で育った小笠原さんは、杉並区職員となって地域を支えている。また中高校生運営委員会のOBで伊藤園に就職した元委員長が、杉並区の児童館の自動販売機配置に尽力しているそうだ。ゆう杉並事業は、まちがいなく杉並を「自分たちのまち」と自覚していく若者群を多く生み出してきたといえる。

■市民的パートナーシップの創造■

高尾さんや浅野さんの話では、設立当初、ゆう杉並の運営をめぐる職員と大喧嘩となったそうだ。理由は、施設の個人利用時間が午後9時までだったのが中高校生運営委員会の

NEWSLETTER No.91 CONTENTS

TOPICS ゆう杉並10周年

- 中高生世代の居場所とは /1
- 建設委員会からの思いとこれまでをふりかえって /2

子どもの権利をめぐる国際動向

- 「子どもにふさわしい世界」の実現は /3

連載 子どもの権利条例制定の最新動向

- 上越市「子どもの権利条例」制定の見込み /4
- 名張市条例施行と子ども救済委員会の始動 /5
- 当初の役割を終えた「札幌市子どもの権利条例」検討会議 /6

フォーラム子どもの権利研究2008

- 子ども支援の相談システムを求めて /7
- 私たち抜きで私たちについて語るな
—国連子ども権利委員会委員長講演 /9

イベント報告

- 出前ワークショップ /10
- 少年法改正問題を考える /11

お知らせ

- 総会記念イベント「子どもにふさわしい世界+5」 /12

知らないうちに「午後7時まで」に変更されたことがきっかけだという。そこでは中高校生運営委員会のゆう杉並運営における意思決定参加へのこだわりがあった。また、中高校生運営委員会は積極的に「地域交流会」を開催して、近隣住民の苦情（「たむろ」「騒音」など）の調整、地域との相互理解を深める努力をしてきた。それは、浅野さんいわく「自分たちの居場所は自分たちで守る」という気持ちが強かったからだという。

■わたしたちにとって居場所とは■

このほか、居場所のあり方をめぐっては、「自分のやりたいことができる」（山中さん）、といった自己実現、自己発見

の場という意見、「みんなで語り合える場」（開原さん）、「語り明かす場として宿泊できる施設にしたかった」（浅野さん）「本のコーナーを復活させた。盗難が多く一度廃止されたが、委員会で対策を立て復活させた」（山中さん）などの意見が出された。そのなかで、「自分のやりたいこと」という意味合いの中には、「学校ではできないことがここではできる」という発想が含まれていたことに留意したい。そこでは、①学校を自分たちの居場所にしていく、という発想の希薄化の問題や、②学校が禁じた行為をここでは許しているという学校側の警戒心についても調整していくことが必要であろう。



▲立ち上げ当時の中高生委員、現役の中高校生運営委員、ユースプロジェクトすぎなみのメンバーをパネリストとしてシンポジウム



▲ゆう杉並OBも集い交流会

（写真提供：杉並区立ゆう杉並）

建設委員会からの思いとこれまでをふりかえって

浅野 純（中高生委員会OB）

「え？ほんとに自分たちの意見が実現するの？」そんな半信半疑の気持ちからはじまった建設委員会。職員や仲間と真剣に議論した運営委員会の日々。ゆう杉並は、自分の意見で何かを実現できるという実感と様々な人やものとの出会いを私に与えてくれた場所でした。

ゆう杉並は、スタジオ・体育館・ホール・工芸調理室などを備えた一日平均200人も利用がある中高校生の活動、自己実現の場として地域の中で重要な役割を担う、中高校生の居場所です。開館から10年経った今もゆう杉並が、中高校生の居場所であり続けているのは、建設や運営に当事者である中高校の意見をきちんと取り入れる仕組みがあるからだと思います。

建設委員会は、中高校生による自分たちのための居場所作りであり、中学1年生から高校三年生までの43名のメンバーの「夢を語る場」でした。委員会初日に行った現場見学は衝撃的で、建設予定地は区民農園が一面に広がっており、ここに、ほんとうに自分たちの意見を取り入れた建物ができるのか、半信半疑の念を抱きながらも、真っ白なキャンバスに絵を自由に描くような、そんな胸の高鳴りがありました。

建設委員会では、「開閉式のドームのあるプール」や「プラネタリウム」など自由に思いつくまに、楽しみながら意見を出し合いました。その後、自由に意見を出しながらも実現性と優先順位を考え、自分たちの意見を整理して素案をま

とめ、大人への提言がなされました。

建設委員会で話し合われたコンセプトがうまく反映された場所の一つに「ロビー」があります。「ロビー」はどの部屋にも通じる部屋として、利用者の誰もが集い、交流できるスペースとして発案されました。これは、「一人」だけが楽しめる施設でなく、「みんな」で楽しめる施設になっていくという建設委員の想いからでした。「スタジオ」や「体育館」といった部屋へのニーズが高い一方、どの部屋にも通じる場所を作って、それぞれの利用者が交流できるようなスペースをつくりたいという意見が出たのは、新たな出会いや発見を求める建設委員会ならではのことだったのではないかと思います。

建設から10年。建設委員会で話し合われたことが、現在のゆう杉並で、実際の施設や運営に生かされ、中高校生の自己実現の場として重要な役割を果たしていることは、ほんとうにうれしい限りです。ゆう杉並の建設や運営にかかわる中で、自由に意見を言い合ったり、まとめたりしていく行程は、本当に楽しく、自分にとって居場所の一つでした。「自分の意見でなにかを变えることができる」ことを実感できたのは、ゆう杉並があったからにほかなりません。

ゆう杉並は、常に新しい中高校生の意見を取り入れながら、成長を続ける居場所です。今後も、中高校生が主役となって、一つ一つ想いを実現して、さらに充実した居場所になってほしいと思います。

「子どもにふさわしい世界」の実現は

—国連子どもの特別総会フォローアップ会合—

平野 裕二 (ARC代表)

ニューヨークで国連子ども総会（2002年5月）が開催され、成果文書「子どもにふさわしい世界」が採択されてから間もなく6年が経つ。「子どものために、かつ子どもとともに世界を変えていく」という各国首脳の決意はどの程度実現されたのか。それを振り返るための会合が、2007年12月11～13日、ニューヨークで開催された。

会合の正式名称は「子ども特別総会の成果のフォローアップについてもっぱら取り扱う高級レベル全体記念会合」。次の2つのテーマでラウンドテーブルを開催し、最終日の13日には「子どもにふさわしい世界+5」宣言文を採択した。

- 健康的な生活の促進およびHIV/AIDSとの闘い
- ミレニウム開発目標達成の鍵としての、かつ虐待、搾取および暴力から子どもを保護する第一線としての良質な教育の完全普及

前回に比べれば人数は少ないものの、会合前に開催された「子どもフォーラム」には51か国から93人の子どもたち（11～18歳）が集まり、全体会合にも活発に参加したという。

進展と課題

今回の振り返りに向けて、ユニセフは12月10日に『子どもたちのための前進第6号——「子どもにふさわしい世界」統計レビュー』を発表した。その前日には、子どもたちのメッセージ集『わたしたちにふさわしい世界』も発表している。

確かに、多くの分野で前進があった。全世界の5歳未満児年間死亡者数が2006年には970万人となり、史上初めて1000万人を切ったことはその象徴である。初等教育相当年齢で学校にいない子どもの人数も1億人を切り（2005～06年で9300万人）、児童労働に従事する子どもの人数も2000～04年にかけて11%減少した。

しかし、依然として子どもたちの状況は厳しく、とくにサハラ砂漠以南のアフリカや南アジアの子どもは各分野で十分な権利を保障されていない。世界的にも、HIV/AIDSの問題はなお深刻化しており、また依然として3億人近い子どもたちが虐待・搾取・暴力の状況下に置かれている。

このような状況を改善するため、国連子ども特別総会に参加した各国は「子どもにふさわしい世界」をフォローアップするための国別行動計画の策定に同意した。しかし国連事務総長の報告によれば、2006年末の段階で策定作業を完了したのは約50か国にすぎない。

先進国でも、特別総会に参加した35か国中、国別行動計画を策定した国または策定中の国は約21か国のみである。

日本はこれに含まれていない。

子どもの権利を基盤とした協働

「子どもにふさわしい世界+5」宣言は、「子どもにふさわしい世界を創造するためにさらに努力をするという政治的意思」をあらためて確認し、最後に次のように述べている（(財)日本ユニセフ協会仮訳、一部表記を修正）。

「5. ……われわれは、子どもや若者の意見を歓迎するとともに、今後も、彼ら自身が影響を受ける事項が決定される過程において、年齢や成熟度にふさわしい形態で子どもたちが参加することを強く後押しする。

6. ……われわれが立案・実施する政策や施策は、子どもは、子ども自身が安心できる家族に支えられた環境の中で育てられるべきであるということを念頭に、親や家族、法定の里親、その他の形態の保護義務者、そして一般社会全体が、それぞれの責務を果たせるよう促すものでなくてはならない。子どもの生存や保護、発達を保障する子どもの権利の実現を優先課題とすることは、全ての人々にとって最も望ましい（状況を創る）ことでもある。われわれは、一致団結して、全ての社会において子どもの福祉を確保するという共通の目標の早急な実現を目指す」

「少子化対策」でも「健全育成」でもなく、「子どもの権利」を基盤とした協働を進めながら「子どもにふさわしい日本」を築き上げていくことが求められる。そのためには、国際公約である国別行動計画の策定と、子どもの権利の視点に立った政策調整を行なえるようにするための機関の設置が不可欠である。

*ユニセフ『わたしたちにふさわしい世界——国連子ども特別総会で子どもたちが発信したメッセージ：あれから5年』（財）日本ユニセフ協会訳

http://www.unicef.or.jp/osirase/back2007/0712_06.htm

上越市

「子どもの権利条例」制定の見込み

高山 弘（新潟県人権・同和センター事務局長）

小中高生の提案も加味

上越市の木浦正幸市長は「市子どもの権利条例検討委員会（委員長、若井弥一・上越教育大学教授）」の答申を受けて、2月27日いじめや虐待から子どもたちを守る「上越市子どもの権利に関する条例案」を3月市議会に上提した。市内の小中高校生で構成する「子ども会議」からの提案も加味したユニークな内容。3月3日に厚生常任委員会で通過したので本会議でも承認の見込み。施行は4月1日の予定。

上越市で条例が制定されれば、新潟県内で最初の自治体となる。上越市は97年3月に「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし、明るい上越市を築く条例」を制定している。さらに市民意識調査結果を踏まえた「人権総合計画」・「実施計画（推進プラン）」を策定し、就職差別をなくするための「統一応募用紙」も採用するなど、人権のまちづくりに積極的に取り組んでいる。このような人権尊重のまちづくりの中から条例制定の気運が盛り上がったものであり、他の自治体に大きな影響を与えるものと思われる。

「子ども会議」を設置し子どもたちからの提案を織り込む

上越市長の諮問機関「市子どもの権利条例検討委員会」は05年7月から条例素案の作成に取り組み、「子どもの考えを知るための学校訪問」や「子どもの権利を考える市民フォーラム」を開催し、06年度内の提案を計画していた。しかし、子どもたちの意見を反映した条例案とするため、子どもたちで構成する「子ども会議」を設置し、条例素案に子どもたちからの提案を織り込むことにした。

「子ども会議」は5回開催され、条例の主役である子どもたちが、自身の権利について話し合い、その結果を「提案書」としてまとめ、07年6月23日、木浦市長に提出した。市長は「子どもの権利条例の制定はもとより、今後の子どもの権利に関するさまざまな取り組みに子ども会議での意見を大いに活かしていきたい」と表明した。

条例案は前文と5章23条で構成。子どもの定義を「18歳未満」とし、親権を有する家族や里親などを「保護者」と定義。さまざまな差別や虐待、いじめから子どもを守ることを「基本理念」に据えている。

条例の目的として、子どもの権利の内容を明らかにするとともに、子どもの心身の健やかな成長を地域社会が支援し、子どもが安心し、自信をもって生きることができる地域社会

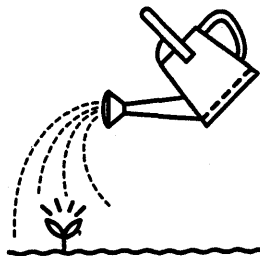
の実現に寄与することをあげた。

条例案には「子ども会議」でまとめられた「提案書」をもとに、①子どもが自らの可能性を信じ、自身の成長のために努力する。②子どもが自らの権利を自覚するとともに、他の人のことも思いやり尊重する、の2項目も盛り込んだ。さらに、子どもが自らの権利を理解することができるよう、その権利を知らされることが保障される「知らされる権利」も入れた。教育関係者に対しては、「いじめ、虐待」の早期発見と子どもの救済に取り組むことを求めた。

また、「子どもの権利基本計画」の策定と「市子どもの権利委員会」の設置も義務づけた。

市子育て支援課では4月1日施行後は「市子どもの権利条例」の普及啓発と「子どもの権利基本計画」の策定に向けた検討を行なうことにしている。

若井委員長は「子どもたちの思いが伝わる良い条例案が作れた」と語った。



名張市

条例施行と子ども救済委員会の始動

藤島 幸子 (名張市議会議員)

名張市子ども条例が平成19年1月に施行されてから1年が経過しました。

この条例は、名張市で初めての議員発議により制定されたものです。

平成15年1月に議員有志で研究会を立ち上げて、勉強・意見交換・先進地視察を重ね、条例案はでき上がったものの、その後においても議会内調整で相当な時間を要しました。平成18年8月には私たち議員の任期が切れることもあり、何としてもそれまでにこの条例を制定したいという思いの中、やっとのことで改選前の3月議会において、全会一致で名張市子ども条例を制定することができました。同年4月の市長選後の8月、庁内に本条例にかかわる関係部署のプロジェクトチームが設置されましたが、担当者は職員自らが積み上げてきた条例ではないこともあり、その推進にはかなりの苦労があったと察しています。

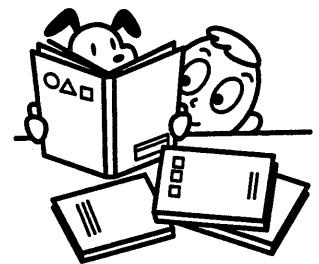
今現在、名張市子ども条例が、具体的な施策を伴って実施されている状況を目の前にして、私自身、当時の悪戦奮闘をなつかしく思い出し、感慨深い思いにひたっているところでもあります。

この条例の目玉といえる子どもの権利救済委員会は、平成19年7月に設置され、子どもの権利救済委員に弁護士・大学教授(臨床心理学)・元保護司の3名が委嘱されました。このことに先立ち4月には相談窓口相談員1名が配置されましたが、当初、相談はほとんどない状況でした。相談員が小中学校、関係機関に相談窓口の周知・説明に回ったり、児童生徒全員に、子ども条例の啓発リーフレットや相談窓口を周知させる相談カードの配布をした結果、子どもや親からの相談が少しずつ増え、平成20年1月現在で延べの相談件数が75件となりました。内容については学校生活上のこと、家庭のこと、自身のことなど多岐にわたっています。養育困難家庭の相談、虐待の疑いがある子どもの安否確認と継続して関わっているものもありますが、現在のところ権利救済委員会へつなぐ事例は出てきていない状況です。

昨年11月には本条例に定められた子ども権利委員会が設立され、現在、「子どもの健全育成に関する基本計画」を作成しているところです。また、小中学生を対象に子どもの権利に関するアンケート調査を実施しています。今後、このほか名張市の子ども条例に定められた様々な施策の検討が進められます。

条例作成段階で私たちは、現場に出向き子どもたちや、市民・教師との意見交換会を考えていましたが、実際にはこれらが何もできないままに条例制定となりました。その

分これから取り組む課題が多くあると考えています。私たちは、子どもの幸せを願い、情熱を持って諸施策に取り組んでいる担当職員に感謝しつつ、今後とも私たち議員の子どもともいえる名張市子ども条例への取り組みをしっかりと見守り、本条例をさらに進化させていかなければならないという思いを新たにしているところです。



当初の役割を終えた 「札幌市子どもの権利条例」検討会議

佐々木 一（札幌市子どもの権利条例制定市民会議事務局長）

1. 札幌市子どもの権利条例制定市民会議（略称：こどけん）について

札幌市子どもの権利条例制定市民会議（以下：こどけん）は、2005年4月に設立され、

統一地方選挙（2007.4.8）の際には市長選挙と市議会議員選挙の立候補予定者に「子ども施策」（子どもの権利の位置付け・いじめ問題）に関して公開質問を行い、その回答をHP紹介して市民の投票判断の一助にしてもらいました。（1）再度「子どもの権利条例」の制定を公約に掲げた上田文雄市長が再選された後、子どもにとってより良い「札幌市子どもの権利に関する条例」の制定をお願いしたい、と要望書を提出しました。（2007.5.17）

1. 子ども委員や市民からの公募委員を含む検討委員会が設置されること。また、検討委員会と緊密な連携を取る、子どもだけで構成される子ども委員会の設置も必要です。

2. 前回の最終答申とかけ離れた審議をせずに、スピードアップを図るためにも、前回の検討委員が相当数継続して検討委員になることが必要です。

3. 前回の条例案にあった附則第2項の救済制度を速やかに設ける規定は喫緊の課題です。今回は、時間をかけて十分に審議を尽くし、条例本文中に救済の制度設計を位置づけることが必要です。（後略）

昨年（2007）の第1回定例市議会で、条例案が可決されるべく、市議会で「陳情」を行い、本会議では賛成少数で未採択・否決という残念な経験をしつつも、諦めずに条例案の可決を応援すべく、全12回に及んだ検討会議の全てを傍聴して来ました。

今回は市民団体としてのこどけん事務局長として、前回の「札幌市子どもの権利条例制定検討委員会」（以下：検討委員会）と比較しながら、検討会議の進捗状況を報告したいと思います。（ちなみに、私は検討委員会の公募委員で起草委員を担当していました。）

2. 検討委員会（2005.4.28）と検討会議（2007.8.27）について

検討委員会の広範な活動を受けて条例素案が作られ、パブリックコメントがなされ、多くの意見（3504件）が寄せられたところまでは、本ニュースNo.85（2006.10.15）に報告されている。「小林勇樹氏」（北海道大学大学院）なお、その後の条例案の否決に至る経緯に関しては、研究者としての彼のブログで詳細に報告されているので譲ります。（2）

検討委員会がいわゆる既存の「審議会」の枠組みを超えて、各委員によって主体的に調査・検討された事柄で激論を闘わせながら到達した「最終答申」は「救済制度の設計」に関しては不十分であるとの指摘を免れることは出来ませんが、そ

れ以外の部分は一定程度満足出来るものだと自負しています。

しかし旧態依然とした子ども観を持ち、子どもを保護の対象としてしか捉えられない人たちには許容出来るものではなかったのです。ですから、市議会では反対議員から「検討委員会のメンバーに偏り（思想）が見られる」との発言があった際には啞然としました。

検討会議の設置要項では15人選任出来るにもかかわらず、12人しか委嘱されていません。公募委員は若い3人で、子ども委員は1人も含まれていません。（別途、子ども委員会も設置されませんでした）こどけん会員も含めて沢山の市民が応募しましたが、全て落とされました。前回の検討委員は誰一人再任されず、（私も応募しましたが落選です）全て改選されました。つまり、前記こどけんの要望書は全く無視されたということです。

検討会議には、反対議員から強く要請されていた小学校長会と中学校長会の代表が2人委嘱されましたが、彼らは「権利条例」の権利が突出しないように「義務・保護・育成」などの観点の重要性が主張し、条例の名称に関わって何度も発言を繰り返しました。答申書にその意見は通らなかったのですが、検討会議の象徴的な儀式のように感じました。

次に「救済制度の設計」に関して委員が自分の意見を述べるのではなく、分からないことは全て事務局に説明を求めるのです。検討会議委員長が議長を務めるのですが、「ここは事務局、どうですか。」と事務局に説明を求める会議の進め方が象徴的でした。今年に入ってから公募委員が独自に自分たちの意見をまとめて提出しようとした際に、事務局がかなり抵抗を示したことも印象的です。その第10回検討会議には、公募委員二人が会議に一部参加出来ないという不測の事態も生じてしまいました。（2008.1.16）

以上、検討会議の議論の詳細は子ども未来局のHPでご覧下さい。（3）検討会議の答申書は上田市長に提出され、（2008.2.1）その後、第1回定例市議会で説明され、現在パブリックコメントが実施されています。（2008.2.28～3.28）多くの後退もありますが、権利条例の名称を貫いたことと、救済制度の設計をなしたことは評価に値するものと思います。

（1）札幌市子どもの権利条例制定市民会議（こどけん）HP

<http://www.ne.jp/asahi/sapporo/kodomonokenrijyourei/>

（2）小林勇樹氏ブログ

http://blog.livedoor.jp/future_for_children2/

（3）札幌市子ども未来局HP

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>

2月23～24日、東洋大学（東京・文京区）で、子どもの権利条約総合研究所・「子どもの人権」研究会・児童福祉法研究会の主催による「フォーラム子どもの権利研究2008」が開催されました。

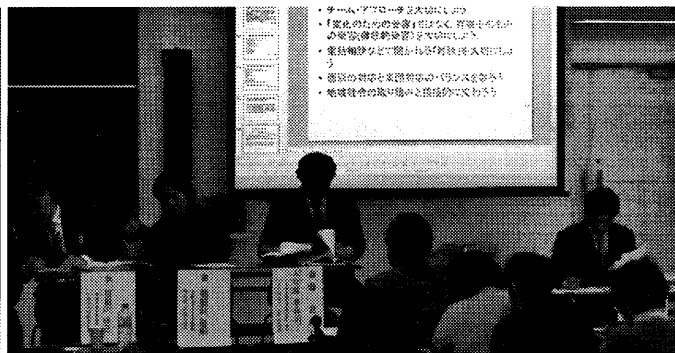
日韓共同研究「子ども相談の現状と課題—子どもの安心を支える条件の解明」では、国レベルで独自の相談機関の長である李培根博士、さらに韓国・子どもの権利学会会長で小児精神科医の草分けである安東賢教授や子ども学の専門家である金敬禧教授を招き、子どもにかかわる緊急の課題の一つである子ども相談の制度と実践について、日本と韓国での取り組みの総合的な研究がおこなわれました。

シンポジウム「子ども関係法の『改正』と子どもの現場—岐路に立つ子ども政策」では、教育、福祉、少年司法をめぐる「法改正」と「子どもの現場」の実践的、総合的な検証がおこなわれました。

「フォーラム子どもの権利研究2008」の内容は、子どもの権利条約総合研究所発行の『子どもの権利研究』13号（2008年7月刊行）に収録されます。希望される方は、下記までお問い合わせください。

問い合わせ：子どもの権利条約総合研究所 TEL/FAX 03-5286-3595（早稲田大学文学部1576研究室）

E-Mail npo_crc@nifty.com



子ども支援の相談システムを求めて

—韓国青少年相談院の取り組みを中心として—

半田 勝久（東京成徳大学）

1. 韓国における青少年相談事業の展開

韓国において、児童（子ども）は「18歳未満の者」（児童福祉法）とされ、青少年は「9歳以上24歳以下の者」（青少年基本法）と定められています。韓国における国レベルの青少年政策は青少年基本法（1991年12月公布、2004年2月改正）をベースにしています。青少年基本法制定の背景には、当初、学校におけるいじめや不登校などが社会問題化され、学校を離脱した者に対して、社会的に対処できる仕組みが必要との議論がありました。その後も学校になじめない子どもの問題（学業不振、いじめ、学校内暴力、中退など）や青少年非行（家出、暴力、性的暴力、薬物乱用、喫煙など）、インターネット中毒、自殺など青少年におけるさまざまな事象が注目されています。

青少年相談事業の歴史をさかのぼると、1980年代には、これまで学校を中心に展開されてきた青少年相談が、勤労青少年、非行青少年、身よりのない子どもにまで対象を拡大していきました。1990年代には青少年基本法の制定により、青少年相談院が中心となって青少年相談事業を行うことが明記されました。

2. 青少年相談院の事業内容

それでは、青少年相談院の行う青少年相談事業の内容はどのようなことなのでしょう。まずは、青少年相談関連政策の研究開発です。青少年相談士という資格制度の運営や研究・教材開発などを行っています。第2に、青少年相談技法の研究および相談資料の作成・普及です。これにともなって、学術雑誌や事例集など多数の刊行物を出しています。第3に相談員の養成および研修です。青少年相談士の研修や、同世代の青少年を支援できるピアカウンセラーの養成にもたずさわっています。第4に、市・道に設置されている青少年相談支援センターおよび市・郡・区に設置されている青少年支援センター運営の指導および支援を行っています。第5に、そうしたセンターを中心にしながら、青少年相談機関のネットワーク形成・支援を行っています。第6に、子育てのための親教育プログラムの研究・開発をしています。第7に、学業を中断している青少年関連事業に関する指導および支援を行っています。第8には、集団相談、電話相談、個人相談、心理検査、サイバー相談など多様な相談サービスの提供を行っています。他には、青少年相談の広報などにも力を入れています。

3. 青少年相談の9つの領域

青少年問題は多種多様です。そこで、青少年相談院では、次のように青少年問題を9つの領域に分類してきました。

- ①家族領域：親子関係、夫婦不和、虐待/放任など
- ②非行領域：家出、暴力、飲酒/喫煙など
- ③学校領域：学業態度/学習興味、注意散漫/集中力不足、無断欠席/登校拒否など
- ④進路領域：進路情報不足、進路葛藤など
- ⑤性領域：性関連知識不足、性衝動、性暴力など
- ⑥対人関係領域：いじめ、友人関係、異性交際など
- ⑦性格領域：消極性、攻撃性、依存性など
- ⑧精神健康領域：うつ/無気力、不安など
- ⑨生活習慣生活習慣/態度領域：パソコン/インターネットの過多使用、浪費癖など

4. 青少年相談士について

青少年相談院では、相談員養成のため「青少年相談士」という国家資格制度を設けています。試験は筆記試験と面接で、合格者には100時間の研修が課せられます。この研修は厳格に実施されていて、1時間以上遅刻すると合格が取り消されるほどです。青少年相談士は学歴や経験に応じて1級から3級まで分かれています。1級は、カウンセリング関連の博士号を有するか、同様の修士号を有し4年の臨床経験がある者、それと同等の資格を有する者を対象としています。運営・政策・行政・法に精通してスーパーバイザーとなれるレベルです。2級は、同様の修士号を有するか、準学士号を有し5年以上の経験がある者、またはそれと同等の資格を有する者とし、実務・カウンセリング・問題領域別の相談技法、ネット中毒、性、青少年文化論などに精通した相談の実務者レベルです。3級は、子どもとどうつきあうかといった、教師・学生・ボランティアレベルです。2003年より1年に一度4月に国家試験を実施し、2007年までの5年間で計2,122人を認定しています。

認定後は任意参加で年1回の研修（合格した年or次年度）が提供されます。青少年支援センター（ホットライン1388窓口）などの職員は「青少年相談士を～人以上配置しなければならない」などと規定されています。今後は、学校や軍隊、少年院などでも青少年相談士を活用する方向で進めています。最近、学校の教師も資格を取得しようとする動きもあります。

青少年相談士には守秘義務が課せられ、緊急の安全に係わることに限ってのみ教師に報告しているようです。2005年より、2級の資格を有する者1,200人を学校に配置しました。2006年も継続実施し、教師とは違うと生徒から人気が出ているようです。

5. 地域社会青少年統合支援ネットワークの構築・運用

2006年より地域社会青少年統合支援ネットワーク（Community Youth Safety Net）が構築されました。これは、行政区域内の青少年関連機関・施設の相互連携のネットワークで、ホットライン1388窓口を活用して24時間の青少年危機対応システムを担っています。2008年1月現在、市・道に17の青少年相談支援センター、市・郡・区に127

の青少年支援センターがあり、これらが中心となって運営されています。ネットワークの基本理念は、統合性、即時性、便利性、持続性、責任性であり、需用者中心のサービス提供を行っています。さらには、これまでの来談者を待つ方式から、専門家の支援が必要な青少年のところに、直接訪問し支援する活動（ユース・コンパニオン）を採用することとなりました。CYS-Netの2007年1月から12月までの問題類型別統計をみると、学業・進路（22.9%）、逸脱・非行（14.9%）、対人関係（13.5%）が多く、パソコン・インターネットの問題（6.8%）もこれまでと比較すると増加傾向にあります。

6. 相談方法について

2007年の相談方法をみると、集団相談（69.2%）、電話相談（11.1%）、個人相談（9.4%）、心理検査（8.6%）、サイバー相談（0.5%）となっています。ここで注目したいのが、集団相談の比率の高さです。集団相談とは、テーマ毎に募集をして、関心ある人たち7～8人で相談を受けるといった形式が採られているようです。青少年相談院の方針としても、今後集団相談が強化されるべきであるとしています。

サイバー相談に関しては、割合は少ないもののメール、掲示板、チャット、ウェブ心理検査を行っており、これからはサイバー相談の需要がますます高まっていくと推測されます。

まとめにかえて

青少年相談の課題も指摘されています。青少年相談院の李培根（イ・ベグン）院長によると、①青少年相談は問題相談から適応相談に変わらなければならない、②従来のカウンセラー中心の相談から需用者中心の相談に変わるべきである、③予防に重点をおくべきである、④早期介入が重要である、⑤学問としての相談学の成立が必要である、⑥青少年相談学会が活性化されるべきである、⑦青少年相談の養成と教育が専門化されるべきである、などと課題を挙げています。こうした課題をもとに、韓国において今後どのように青少年相談が展開されていくのか注目していきたいです。

参考文献・HPなど

- ・李培根「青少年カウンセリングの現状と課題」、フォーラム子どもの権利研究2008レジュメ・資料集、2008年
- ・内閣府政策統括官（共生社会政策担当）「ユースアドバイザー（仮称）の研修・養成プログラムの開発に向けた調査研究報告書」、2007年
- ・独立行政法人 国立オリンピック記念青少年総合センター「韓国の青少年教育施設に関する調査報告書」2004年
- ・青少年相談院HP
http://www.kyci.or.kr/eng_youth/e-kyci.html

*本稿は、平成18-20年度科学研究費補助金基盤研究（B）「国・自治体等及び国際社会における子どもの安心・安全と救済制度に関する日韓共同研究」（課題番号18330129研究代表者 喜多明人）における調査結果を基にしています。本調査にあたり金炯旭氏（韓国モニタリングセンター研究員）、朴志允氏（東洋大学院生）、大河内彩子氏（早稲田大学大学院）には資料の提供や翻訳など大変お世話になりました。

私たち抜きで私たちについて語るな

～李 亮喜さん(国連・子どもの権利委員会委員長)講演～

当フォーラムには国連・子どもの権利委員会の委員長を務める李 亮喜さん(成均館大学教授)も参加し、23日夕刻に特別講演「子どもの権利をめぐる国際動向と子どもの権利委員会」を行なっている。講演では、子どもの権利条約の概要と特徴、委員会の活動状況、国連で進められている条約機構改革等の動向、障害児・者をめぐる国際的進展など多岐に渡るテーマが取り上げられた。

李さんは、子どもの権利条約の原則のなかでももっとも理解されておらず、無視さえされている原則がいくつかあるのではないかと、次の3つを挙げた。

○子どもの最善の利益の原則(3条)

○子どもの発達しつつある能力の原則(5条)

○子どもの意見の尊重の原則(12条)

とりわけ李さんがその重要性を強調したのは、12条を中心とする条約のさまざまな規定によって保障されている「子どもの参加権」である。

障害児教育の専門家であり、「障害のある子どもの権利」に関する子どもの権利委員会の一般的意見9号(2006年)の起草でも中心的役割を担った李さんは、障害者運動のなかで用いられてきた「私たち抜きで私たちのことを語るな」(Do Not Speak About Us Without Us)というスローガンは子どもについても当てはまると指摘した。そのうえで、子ども参加を成功させるための鍵として次の5つを挙げている。

○子どもたちは、その発達しつつある能力にしたがって協議の対象とされ、また情報を提供されるべきである。

○(子ども参加の)出発点は、その子どもの発達しつつある能力に応じて異なってくる場合もある。

○参加する子どもの選抜は、できるかぎり民主的に、かつさまざまな子どもが代表されるような形で行なわれるべきである。

○参加の最終目標は、おとなとのパートナーシップにもとづきながらも、子どもたちがイニシアチブをとり、方向性を決められるようにするところに置かれるべきである。

○子どもは自分の言語で意見を表明できるようにされるべきである。

もちろん、障害のある子どもが意見表明・参加を保障されるようにするための取り組みも進められなければならない。この点については、李さんが講演の最後に触れた障害者権利条約(2006年12月)でも、障害児には意見表明にさいして「障害及び年齢に適した」支援を提供される権利があることが定められている(7条3項)。

平野 裕二(子どもの権利条約総合研究所代表)

子どもの権利委員会は2006年9月、「意見を聴かれる子どもの権利」についての一般的討議を開催し、58パラグラフの勧告を採択した。現在、これをもとに一般的意見の作成作業が進められており、2008年5月には一般的意見11号として採択される見込みとのことである(他に「先住民族の子ども」や「子どもの最善の利益」についても一般的意見の起草作業が進められていることが報告された)。

一般的意見11号が採択されれば、子どもの意見表明・参加権についての理解を深めるうえで有益な文書となろう。なお最近、委員会による定期報告書審査プロセスへの子ども参加を進めるさいのガイドラインを国際NGOが作成した(*World Vision, Children as change agents: Guidelines for child participation in periodic reporting on the Convention on the Rights of the Child*)。NGOも子ども参加のあり方をみずから検証していく必要がある。



出前
ワークショップ

子どもたちに子どもの権利条約を！

「食べ物はどこからくるの？」

「なんで戦争なんかするのよ！」「やめればいいじゃん！」
口々に憤りがほとばしり、部屋の中は熱気でムンムン。

1月23日（水）、ボタン雪の舞う寒い一日、港区立新橋児童館で出前ワークショップが開かれました。冒頭に紹介したのはその時の一コマです。

子どもの権利条約ネットワーク（以後、NCRC）では、今年度の活動方針に沿って子どもを対象にした企画を改めてスタートしました。題して「出前ワークショップ」。子どもの集まるところにNCRCのスタッフが出向き、子どもに直接子どもの権利条約を届けようとするものです。

この日は「食べ物はどこからくるの？～チョコバナナクレープを作りながらいっしょに考えてみよう！～」というタイトルで開催しました。友達と一緒にチョコバナナクレープを作る、というワークショップを通じて、自分や友達のいのち・くらしが世界とどのようにつながっているのかを感じ、考えようというねらいです。

雪の日にもかかわらずこの日集まったのは、学童クラブ児を中心に小学1～6年生までの男女11人。エプロンに三角巾姿で集まってくれました。

はじめはケンちゃん、リコちゃん、もんきちくん、博士が登場する人形劇「子どもの権利条約ってな～に？」。この時点で子どもたちは既にノリノリです。グループに分かれ、「クイズに答えてチョコバナナクレープの材料をゲットしよう！」という課題に挑戦です。クイズの問題は小麦、チョコレート、バナナはどこからきたかを世界地図や地球儀を使ってみんなで相談します。答えをポストイットに書き、大きな世界地図に張ると材料を手に入れることができます。さて、いよいよクレープ作りです。バナナを手分けして切り、クレープを一人一人焼き、トッピングして出来上がり。

「いただきます～す！」と、出来上がったクレープを頬張りながら、クイズの答えをみんなでシェアします。小麦粉は「韓国」「マレーシア」（！）、バナナは「フィリピン」「マレーシア」、チョコは「ガーナ」。「だって、ガーナチョコってあるじゃない！」。ところでこの日使った材料は、小麦粉は北海道産、バナナはエクアドル、チョコシロップはアメリカでした。そこでチョコシロップの

原料のおはなしをしながら、カカオの産出国のひとつ、コートジボアールの写真をみんなで見ました。

「貧しい！」「はだし！」「笑ってる！」「壁に穴？」、小さい声で「戦争？」。子どもたちはコートジボワールの子供たちに想いを寄せ、その子達はチョコレートなんか食べれないどころか、長期にわたる内戦によって安心して暮らせないことを知りました。



参加してくれた子どもたちは終始熱心に参加し、顔を紅潮させて表現していました。職員の方からも「普段見られない一面を見せていて、驚いた。大人になったときにこの体験が何かの形で残ってくれたらいい。」との感想を頂きました。

ワークショップを通して子どもたちが新しい知識と出会い、共に考え感じ合うときにほとばしり出る言葉、その実感。ワークショップはこれらの大事な時間を共有することができます。子どもたちの輝く顔を見ていると、このワークの中に様々な子どもの権利が一杯詰まっていることに気づきます。知り、表現し、きちんと受け止めてもらえること、そうした体験が子どもたちの心に権利の種を育てるのだと実感します。

NCRCでは今後も子どもの権利条約を子どもに届ける活動を様々な展開していきたいと考えています。皆様の応援を、よろしくお願いします。

（運営委員 北 千加枝）

NCRC主催

「少年法改正問題を考える」レポート

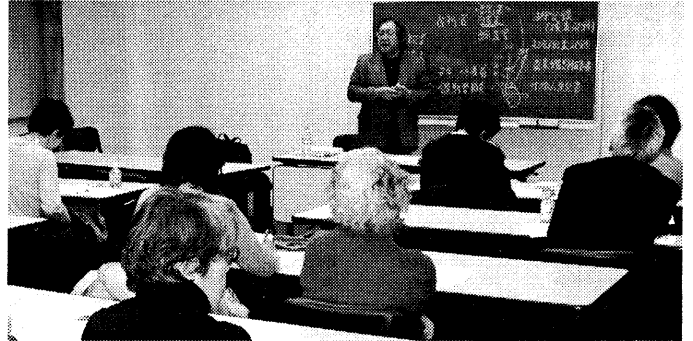
子どもの権利条約ネットワーク主催で「少年法改正問題を考えるー子どもの置かれている状況と権利条約から」が2月28日、早稲田大学で開催され、21名の参加があった。神戸学院大学の佐々木光明さんを講師にむかえ、なぜ少年法の改正が進められているのか、改正がどんな意味をもっているのかを、詳しく、わかりやすくお話いただき、子どもがおかれている状況、何が問題になっているのかを考える貴重な講座となった。

まず、少年法改正の背景として挙げられたのは、

- 日本の大きな枠組みとして、豊かさを維持するために旧来の日本のあり方を壊す「わかりやすさ」への一連の構造改革が進められる中での司法制度改革であること。
- 現在の社会的動きが「わかりやすさ」を求め、逆から見れば、わかりにくいことに対して、社会は徐々に耐えることをしなくなってきている。
- 少年法は、福祉、教育の側面を持ち合わせるため、司法制度としてはもっともわかりにくいもの。
- 理解しがたく、インパクトのある少年事件に対しての不安。
- 子どもへの「わからない」不安から、子どもの行動結果を類型化し、「その子の問題（資質）」としてみる、「わかりやすさ」への社会のニーズ。

そうして、2000年の改正は、少年法の理念を大きく変えることになった、と講師は指摘している。改正の視点は、子どもに焦点を当てられたものではなくて、社会の秩序の維持のために、子どもへの刑事処分、罰のみを検討し、「子どもとの関わりのあり方」である「処遇」の問題は考えられていない。少年の更生のために何が必要なのか、子どもへの働きかけ、子どものニーズの発見などに対する議論が起これないまま、改正されている。これは、子どもが反省するための刑罰ではなく、少年保護から厳罰化へ移行してしまったということである。

2007年の改正では、子どもに対しての監視的視線が強化される。事件の事実のみを調べる警察官の調査権限が加わり、福祉施設ではなく司法矯正機関である少年院への送致年齢が引き下げられ、保護観察中の監視の目が強められるなど。残念なことに社会的構造的な子ども問題への関心が低く、子どもの総合的な観点からとらえる学問への不信任、専門家不信が起こってきている。保護司は保護観察中、更生のために信頼関係を築きながら、子どもと関わる。監視的視点はこれに相反するため、保護観察中の遵守事項違反に対する措置には、当の保護司からの反対の声があがった。つまり、子どもとおとなの関わり合いである処遇論が不十分で、これは「子どもの権利」と特に密接である。おとなが子どもと関わり合おうとすることなしで、子どもの権利は守れない。



つい先日（2月23日）に答申された第3次改正案の「少年審判への被害者参加」については、被害者側の「事実を知りたい」「加害者が反省しているかを知りたい」という切実な願いから出ているこの案であるが、1時間足らずの審判では、この被害者側のニーズは必ずしもかなわないだろうということ、また、少年の内省を促し矯正し、再犯を防止する、健全育成という少年法の理念の具体化である少年審判で、被害者の在廷を制度化するには、慎重に議論する必要があるだろうと指摘。以前、佐々木ゼミのゼミ生によって少年審判の構成劇を行った際に、少年役の学生が「ごめんなさい、というタイミングがない。言いたくても言えない少年の気持ちがわかった。」との感想だったことを通して、内省と反省を促す少年審判では、少年が気持ちを言いやすい状況、“変わる”きっかけをつくることが大切であるということがわかる。

質疑応答では、少年院に見学に行ってきたばかりの学生から質問があった。そこで講師からは、少年院は非行少年の更生施設であり、そこでの処遇が、もっと社会に発信されていくことが重要であり、少年院だけではなく、子どもと関わっている人たちによって、関わり合いのあり方が紹介・発信され、子どもの実像が社会に伝わるようになっていくことが何よりも大切であると提案。

少年法の改正の背景にある、子どものニーズへの関心のなさ、おとなの子どもへのかかわり方の薄さを改善することにより、少年法の理念である「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」という少年法第1条に、社会全体が立ち返ることを目指したい。

最後に、子どもの権利条約ネットワーク代表の喜多明人からは、教育現場でのゼロトレランスへの傾斜と少年法の改正の方向性が同じであること、社会全体が処分を厳しく一律的な厳罰化へと進んでしまっていることを指摘。このことを子どもの権利条約から捉えなおして、これからも積極的に丁寧に、各子ども関係者との情報交換の場や、学習の機会を提供していきたいと挨拶。

（運営委員 岸畑 直美）

子どもの権利条約ネットワーク主催

2008年度総会
記念イベント

「子どもにふさわしい世界+5」

18歳を迎えた子どもの権利条約とミニミニ・アクションプランづくり

【場 所】 早稲田大学戸山キャンパス（文学部）39号館6F第5・第6会議室

【日 時】 5月11日（日）13:00-16:30 *午前中は、2008年度総会を開きます。

【内 容】 第1部講演：「子どもにふさわしい世界+5と日本」

講師：平野裕二（ARC代表・子どもの権利条約ネットワーク運営委員）

第2部ワークショップ：ミニミニ・アクションプランづくり

ファシリテーター：安部芳絵（子どもの権利条約ネットワーク）

【参加費】 おとな：1000円（会員800円）／18歳未満500円（子ども・学生会員無料）

【申し込み】 当日参加を受け付けますが、資料・会場などの準備があるので、事前申し込みをお願いします。

件名に「5月イベント申し込み」と明記して、氏名（ふりがな）・TEL・E-Mailをご記入のうえ、お申し込みください。5月10日（土）18:00メ切です。

TEL&FAX：03-3724-5650（月・木曜日12～17時）

Eメール：info@ncrc.jp

2007年11月20日、国連子どもの権利条約は18歳を迎えました。5月イベントでは、ひとつの節目を迎えた子どもの権利条約と共に、改めて日本の子どもたちの現実に向かい合いたいと考えています。

2002年5月にニューヨークで開催された国連子ども特別総会では、成果文書として「子どもにふさわしい世界」が採択され、具体的な目標が掲げられると共に国別行動計画を策定することが求められました。一あれから5年、2007年12月11日-13日にかけて、子ども特別総会の中間レビューが行われ、「子どもにふさわしい世界+5」が宣言されました。

これを受けて、5月イベント第1部では、世界の子どもの権利の状況を平野裕二さんに解説していただきます。ところで、2005年5月現在、国別行動計画を策定完了または策定中の国は、特別総会に参加した先進35カ国中21カ国ですが、日本はそれに含まれていません。そこで、第2部では「子どもにふさわしい世界」を実現するためのミニミニ・アクションプランづくりをワークショップ形式で行います。「子どもにふさわしい世界」に近づくための、みなさんのアイデアをお待ちしています！

＜編集後記＞ つい最近、私の勤める豊島区内で「子どものまち」が開催された。これは、「子どもフェスタ」という、青少年養成リーダー連絡会が主催し、豊島区からの助成と地域の町会や商店街連合などの協賛をえて開催している町方の催しである。「子どもフェスタ」としては今回で第4回となったが、第3回から「子どものまち」をやりはじめ、私も関わるようになった。昨年の第3回は、「子どものまち」をやろうと決定してから開催まで、余裕がなく、この指とまれ！で集まった数人の子どもたちと、紙幣づくり、看板づくりなどの準備をした。子どもが自治はできないが、なんとなく「子どものまち」っぽくなった。

それじゃあ、今年は子どもが「子どものまち」を創ろうということになり、小6から高2までの10名ほどで「子ども実行委員会」を開き、企画からスタートした。まちなかに、どんな店や機能があらいいか、地域通貨の流通について、「憲法」の草案などを考えていく中で、いつの間にか子どもたちに「わがまち意識」が芽生えていった。

考えさせられたのが、やる気がなさそうなのに、必ず実行委員会にくる子どもたちや、来ても話し合いに参加せずゲームをしているのに、私の携帯に「次はいつ？」とメールしてくる子どもたちの様子だ。最初は、やりたいのかやりたくないのかさえ、わからなかった。「やりたくないのに無理にやらせているのかな？」と不安になることもあった。

でも、とにかく「この場に来る」という意思を大事にしようと思った。そんな視線で見守っていると、彼らは、特に自分の意見を表明しようというわけでないが、何かをつくっていくことに、「関わりたい」のだと気づいた。発言も多く、元気いっぱい活動する子どもを、主体的な子どもの像としてイメージしがちだが、はたしてそうだろうか？彼らも「子どものまち」の一員で、打ち上げのカラオケボックスでは「また来年は、もっと楽しい子どものまちにしよう！」と笑うのだ。

「子どもの権利条約」No.91

2008年3月15日発行

★発行（季刊・年4回）

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール info@ncrc.jp

ホームページ <http://www.ncrc.jp/>

★発行人 喜多明人

★編集人 岸畑直美

★年会費 5000円 学生 3000円

18歳未満 1000円

定期購読 4000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷（株）第一プリント